

佐倉市保育園等の利用に関する規則（平成27年3月31日規則第27号）

改正後						改正前								
(利用調整)						(利用調整)								
第4条 部長は、前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みをした保護者又は乳児若しくは幼児（以下「児童」という。）を面接するとともに必要な調査を行った上で、次項及び第3項に規定する優先順位の高い者から順に保育園等の利用を決定するものとする。						第4条 部長は、前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みをした保護者又は乳児若しくは幼児（以下「児童」という。）を面接するとともに必要な調査を行った上で、次項及び第3項に規定する優先順位の高い者から順に保育園等の利用を決定するものとする。								
2 優先順位は、別表第1に掲げる保護者の状況の区分に該当する各保護者の指数の合計に別表第2に掲げる条件の区分に該当する各調整指数の合計を加えた数（以下「合計指数」という。）の高い順による。						2 優先順位は、別表第1に掲げる保護者の状況（同居の親族その他の者が <u>児童の保育に当たれない場合</u> ）の区分に該当する各保護者の指数の合計に別表第2に掲げる条件の区分に該当する各調整指数の合計を加えた数（以下「合計指数」という。）の高い順による。								
3～5 （略）						3～5 （略）								
別表第1（第4条関係）						別表第1（第4条関係）								
						合計指数								
番号	類型	細目	保護者の状況		指数	保育の実施の期間	番号	類型	細目	保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）		指数	保育の実施の期間	
1	就労 （内 定を 含 む。）	内職 以外 月20 日以 上勤 務	① 1日当たり8時間以上就労している。		30	最長就 学前ま で	1	居宅 外労 働	外勤 自営 農業	月20 日以 上勤 務		① 日中8時間以上就労している。	30	最長就 学前ま で
			② 1日当たり6時間以上8時間未満就労している。		28					月16 日以 上勤 務		② 日中6時間以上8時間未満就労している。	28	
			③ 1日当たり4時間以上6時間未満就労している。		26							③ 日中4時間以上6時間未満就労している。	26	
			④ 1日当たり8時間以上就労している。		28					月16 日か		④ 日中8時間以上就労している。	28	

改正後					改正前									
	上19 日以 下勤 務	⑤ <u>1日当たり6時間以上8時間未満就労している。</u>	26					ら19 日勤 務	⑤ <u>日中6時間以上8時間未満就労している。</u>	26				
		⑥ <u>1日当たり4時間以上6時間未満就労している。</u>	22						⑥ <u>日中4時間以上6時間未満就労している。</u>	22				
		月13 日以	⑦ <u>1日当たり8時間以上就労している。</u>						18	月13 日か			⑦ <u>日中8時間以上就労している。</u>	18
		上15 日以 下勤 務	⑧ <u>1日当たり6時間以上8時間未満就労している。</u>						16	ら15 日勤 務			⑧ <u>日中6時間以上8時間未満就労している。</u>	16
			⑨ <u>1日当たり4時間以上6時間未満就労している。</u>						14				⑨ <u>日中4時間以上6時間未満就労している。</u>	14
					2	居宅 内労 働	自営	月20 日以 上勤 務	① <u>日中8時間以上就労している。</u>	27	最長就 学前ま で			
									② <u>日中6時間以上8時間未満就労している。</u>	25				
									③ <u>日中4時間以上6時間未満就労している。</u>	23				
									月16 日か	④ <u>日中8時間以上就労している。</u>		25		
									ら19 日勤 務	⑤ <u>日中6時間以上8時間未満就労している。</u>		23		
										⑥ <u>日中4時間以上6時間未満就労している。</u>		19		
									月13 日か	⑦ <u>日中8時間以上就労している。</u>		15		

改正後						改正前								
									ら15日勤務	⑧日中6時間以上8時間未満就労している。	13			
		内職	月20日以上勤務	⑩1日当たり8時間以上就労している。	17			内職	月20日以上勤務	⑩日中8時間以上就労している。	17			
				⑪1日当たり4時間以上8時間未満就労している。	13					⑪日中4時間以上8時間未満就労している。	11			
			月13日以上19日以下勤務	⑫1日当たり8時間以上就労している。	15				月13日から19日勤務	⑫日中8時間以上就労している。	15			
				⑬1日当たり4時間以上8時間未満就労している。	11					⑬日中4時間以上8時間未満就労している。	11			
2	出産		出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。	30	5か月	3	出産		出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。	30	5か月			
3	疾病	入院	①1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長就学前まで	4	疾病	疾病	①おおむね1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長就学前まで			
		居宅内療養	精神疾患	②家事及び身辺処理ができない状態である。		25			②寝たきり、精神疾患又は感染症である。	30				
				③家事又は身辺処理ができる状態である。		20			③②以外の者で、日常生活に著しく支障があるものに該当する。	27				
		一般療養	④寝たきりである。	30					④一般療養中である。	20				
			⑤医師から1か月以上の安静を要すると診断を受けている。	25										
			⑥医師から1か月以上の通院加療を要すると診	18										

改正後						改正前					
				断を受けている。							
		心身障害	⑦	身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A 若しくは A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している。	30			心身障害	⑤	身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している。	30
			⑧	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 又は精神障害者保健福祉手帳 2 級若しくは 3 級を所持している。	26				⑥	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 又は精神障害者保健福祉手帳 2 級若しくは 3 級を所持している。	26
			⑨	上記以外の身体障害者手帳を所持している。	14				⑦	身体障害者手帳 4 級を所持している。	14
4	看護介護		①	1 か月以上入院している親族又は入院予定である親族の入院の付添いをする。	28	最長就学前まで	5	看護介護	①	寝たきり又は重度の心身障害である親族を常時介護している。	30
		②	寝たきりである親族の看護又は介護を常時している。	28				②	おおむね 1 か月以上入院している（予定である）親族の入院付添いをする。	27	
		③	要介護 3 から 5 までのいずれかの認定を受けた親族又は身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A 若しくは A 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している親族の看護又は介護をしている。	28				③	長期居宅療養等の親族を介護している。	24	
		④	要介護 1 若しくは 2 の認定を受けた親族又は身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 若しくは精神障害者保健福祉手帳 2 級若	24							

改正後					改正前				
			しくは3級を所持している親族の看護又は介護をしている。						
			⑤医師から1か月以上の安静を要すると診断を受けた親族の看護又は介護をしている。	23					
			⑥上記以外の親族の看護又は介護をしている。	14					
5	災害		火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30		6	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30
6	就学(予定を含む。)	月20日	①1日当たり8時間以上就学している。	30	最長就学前まで	7	就学	就学又は技能取得のため保育ができない。(番号1の居宅外労働に準ずる。)	30~14
		以上通学又は通所	②1日当たり6時間以上8時間未満就学している。	28					
			③1日当たり4時間以上6時間未満就学している。	26					
		月16日以上19日以下	④1日当たり8時間以上就学している。	26					
		通学又は通所	⑤1日当たり6時間以上8時間未満就学している。	24					
			⑥1日当たり4時間以上6時間未満就学している。	20					
		月13日以上15日以下	⑦1日当たり8時間以上就学している。	16					
		日以下	⑧1日当たり6時間以上	14					

改正後					改正前					
		通学又は通所	8時間未満就学している。							
			⑨ 1日当たり4時間以上6時間未満就学している。	12						
			⑩ 上記以外の状況で就学している（月13日以上かつ1日当たり4時間以上就学している場合に限る。）。	10						
7	育児休業中（継続利用が必要な場合）	第2子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である。		20	必要な期間	8	育児休業中（既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合）	① 第2子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、かつ、当該育児休業の対象となった子どもが1歳未満である。（1歳に達する前に保育の利用申込みを行ったが利用することができず、待機している場合を含む。）	20	必要な期間
								② 第2子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、かつ、当該子どもが5歳児クラスになっている。	15	最長就学前まで
8	求職活動	求職活動中である。		5	2か月	9	就労予定	① 就労先が内定している。（番号1及び2に準ずる。）	30～11	1か月
							就労未定	② 求職中である。	5	1か月
9	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。		30	必要な期間	10	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	30	必要な期間

改正後				改正前					
10	配偶者の不在	次のいずれかの状況に該当している。 ア 未婚（婚姻の届出をしないで、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が存する場合を除く。）である。 イ 配偶者と離婚した。 ウ 配偶者と離婚協議中で別居している。 エ 配偶者が死亡した。	30	最長就学前まで					
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあって、明らかに保育を必要としていると認められる。	30～ 5	必要な期間	11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあって明らかに保育を必要としていると認める場合	30～11	必要な期間

備考

- 1 保護者が複数箇所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

別表第2（第4条関係）

番号	条件	調整指数
1	虐待、家庭内暴力等のおそれがあり、社会的養護が必要であること。	20

備考

- 1 保護者が複数箇所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

別表第2（第4条関係）

番号	条件	調整指数
1	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	60

改正後			改正前		
2	ひとり親世帯である <u>こと</u> 。	20	2	ひとり親世帯である。	50
			3	別居中である。（離婚調停中の状況がわかる書類の提出があるときに限る。）	40
3	家庭的保育事業等の卒園後、希望の保育所、認定こども園又は事業所内保育事業に空きがなく入所保留となっている <u>こと</u> 。	20	4	小規模保育事業などの卒園児である。（3歳児クラスになる際に、希望の保育施設に空きがなく待機となった場合に限る。）	30
4	父母いずれかが保育士資格を有しており、かつ、市内の保育園等で就労（内定を含む。）している <u>こと</u> （転園を除く。）	20	5	父母いずれかが保育士資格を有しており、かつ、市内の給付対象保育施設で就労（予定含む）する場合（転園を除く。）	20
5	育児休業取得により一時退園し、育児休業明けにより再入園を希望している <u>こと</u> （申請児童以外の兄弟姉妹も含む。）	15	6	産休、育児休業中により一時退園し、育児休業明けにより再入園を希望している。（申込児以外の兄弟姉妹も含む。）	15
6	離婚調停中で別居している <u>こと</u> 。	10			
7	父母いずれかが市内の保育園等で就労（内定を含む。）している <u>こと</u> （転園を除く。番号4とは重複しない。）	10			
			7	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定である。（ただし、番号6とは重複しない。）	10
8	保護者が就労等しており、認可外保育施設、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上預託し、預託先の証明書の提出がある <u>こと</u> （育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定を除く。）	10	8	保護者が就労等しており、認可外保育施設、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上預託し、預託先の証明書の提出がある。（育児休業中又は就労予定を除く。）	10
9	生計中心者の失業又は休業により、就労の必要性が高い <u>こと</u> 。	10	9	生計中心者の失業又は休業により、就労の必要性が高い。（離職日や休業開始日のわかる書類の提出があるときに限る。）	10
10	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定である <u>こと</u> （番号5とは重複しない。）	10			
11	生活保護世帯である <u>こと</u> 。	10	10	生活保護世帯である。	10
12	申請児童以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が在	7	11	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が在園	7

改正後			改正前		
	園していること。			している。	
13	転入前に <u>保育園等に在園していたこと</u> （就労等を継続している場合に限る。）。	6	12	転入前に <u>保育園に在園していた。</u> （ただし、転入予定での申込みをし、就労等を継続している場合に限る。）	6
14	申請児童又は兄弟姉妹が障害を有すること。	5	13	児童が障害を有する場合（ <u>障害者手帳、療育手帳又は医師による診断書の提出がある場合に限る。</u> ）	5
15	双子が同時に <u>保育園等の利用申込み（転園を除く。）</u> をしている世帯であること（三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算するものとする。）。	4			
16	利用申込みをしていて、 <u>入所保留の期間が6か月以上経過していること</u> （転園を除く。）。	4	14	利用申込みをしていて <u>6か月以上待機している。</u> （転園を除く。）	4
17	兄弟姉妹2人以上で同時に <u>保育園等の利用申込み（転園を除く。）</u> をしている世帯であること（番号5及び12とは重複しない。）。	4	15	兄弟姉妹2人以上で同時に <u>保育施設の利用申込（転園を除く。）</u> をしている世帯である。（ただし、番号6及び11とは重複しない。）	4
18	兄弟姉妹が別々の <u>保育園等に入所しているため、同一の保育園等への転園を希望していること。</u>	4			
19	父母のどちらかが <u>単身赴任している世帯であること。</u>	4	16	父母のどちらかが <u>単身赴任している世帯である。</u>	4
20	小学校6年生以下の子が3人以上いる世帯であること。	3	17	<u>多子世帯（子が3人以上の世帯をいう。）</u> である。	3
21	保護者の <u>就労証明書上の通勤時間が片道1時間以上であること。</u>	2	18	保育施設へ送迎する者の <u>通勤時間が片道1時間以上かかる。</u>	2
			19	就労が内定しているが、 <u>利用調整の決定をする日までに就労を開始していない。</u>	-5
22	正当な理由なく入園を辞退し、 <u>当該年度内に再度利用申込みをしたこと。</u>	-10			
23	保護者以外の <u>同居の65歳未満の祖父母が保育可能な場合</u> であること。	-20	20	保護者以外の <u>同居親族（65歳未満の祖父母）が保育可能な場合</u>	-20
24	申請児童の兄弟姉妹が <u>在園児又は卒園児</u> であって、こ	-30	21	利用を希望する児童の兄弟姉妹が <u>在園児又は卒園児</u> で	-30

改正後		改正前	
	これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく <u>3か月以上滞納していること。</u>		あって、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく <u>6か月以上滞納している。</u>
		<u>備考</u> <u>1 番号5については、待機児童対策として保育士を確保するための加</u> <u>点とする。</u> <u>2 番号19については、保護者が複数あるときは、それぞれの保護者の</u> <u>調整指数を合算する。</u>	

附 則（平成X年X月X日規則第X号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の佐倉市保育園等の利用に関する規則第4条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の保育園等の利用に係る第4条第1項に規定する利用調整（以下「利用調整」という。）について適用し、同日前の保育園等の利用に係る利用調整については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 この規則による改正前の様式であって、その用紙が現に残存しているものについては、当分の間、その用紙に所要の補正を加えて使用することができる。